

中小企業診断士登録養成課程 について

城西国際大学大学院経営情報学研究科

(1) 開設の目的

「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」及び「中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令」に基づき、本学建学の精神に則った中小企業診断士を養成します。

(2) 養成する中小企業診断士像

- 城西国際大学の創立者は大蔵大臣を歴任した故水田三喜男です。水田は建学にあたって「学問を通じた人間形成」を唱道しました。



(3) 主体性のある中小企業診断士

- 当該登録養成課程もこの水田の教えを念頭に置きながら、わが国経済の中核となっている中小企業の今日的課題解決に、意欲的にかつ主体的に取り組む中小企業診断士を養成します。

(4) 城西国際大学の目指す 中小企業診断士

- 中小企業診断士は先端的な中小企業のニーズに的確に応え得る高度の専門的な知識を持つ
- 研ぎ澄ました現場感覚を持ち、グローバルな視点から経営者に適切に助言ができる有能な経営コンサルタントとしての能力
- 経営者から信頼される、経営者の悩みを的確に受け止められる、そしてその課題に応えられる人間味のある中小企業診断士です。

(5) 特徴(その1)

- 設置場所が千代田区紀尾井町という東京のビジネスの中心に近い
- 現在の仕事を続けながら中小企業診断士の資格を得られます
- 大学院の修了資格も得られます

特徴(その2)

- 平日は原則として、水曜日の6・7限目
(18時30分開講、21時40分終了)
- 土曜日は全日に開講
(9時30分開講、18時20分終了・場合によっては20時00分終了)
- 学びに最適な学習環境
(ただし、実務研修は平日の昼間にも授業は行われることがあります)

特徴(その3)

本学が特に力を入れている分野

- 情報・通信分野
- ロジスティクス分野
- 国際的な分野

(6) 重点を置く専門知識(その1)

<ITに強い中小企業診断士>

情報化は中小企業においても利用が進んでいます。

- 経営情報論
- 起業マネジメント基礎論Ⅱ(情報セキュリティ、システム監査)
- ITコーディネータの専門科目5科目(選択科目、原則全員選択、別途教材費8万円＋税)

情報技術の経営への活用について学ぶことでITに強い診断士を養成します。

重点を置く専門知識(その2)

＜ロジスティクスに強い中小企業診断士＞

物資を効率的に移動させるロジスティクスは注目を集めている分野です。今後の中小企業はより効率的な取引の仕組みを構築する必要があります。

・ロジスティクス論

本学ではロジスティクスを専門とする教員から、独立した科目として学ぶことで本領域についての知識をもつ診断士を育てます。

重点を置く専門知識(その3)

＜国際的な視野のある中小企業診断士＞

中小企業が活躍する舞台も東アジア・東南アジアを含めた諸国に広がりを見せています。

中小企業診断士に期待される役割も国際的な視野が求められるのは必然な流れです。

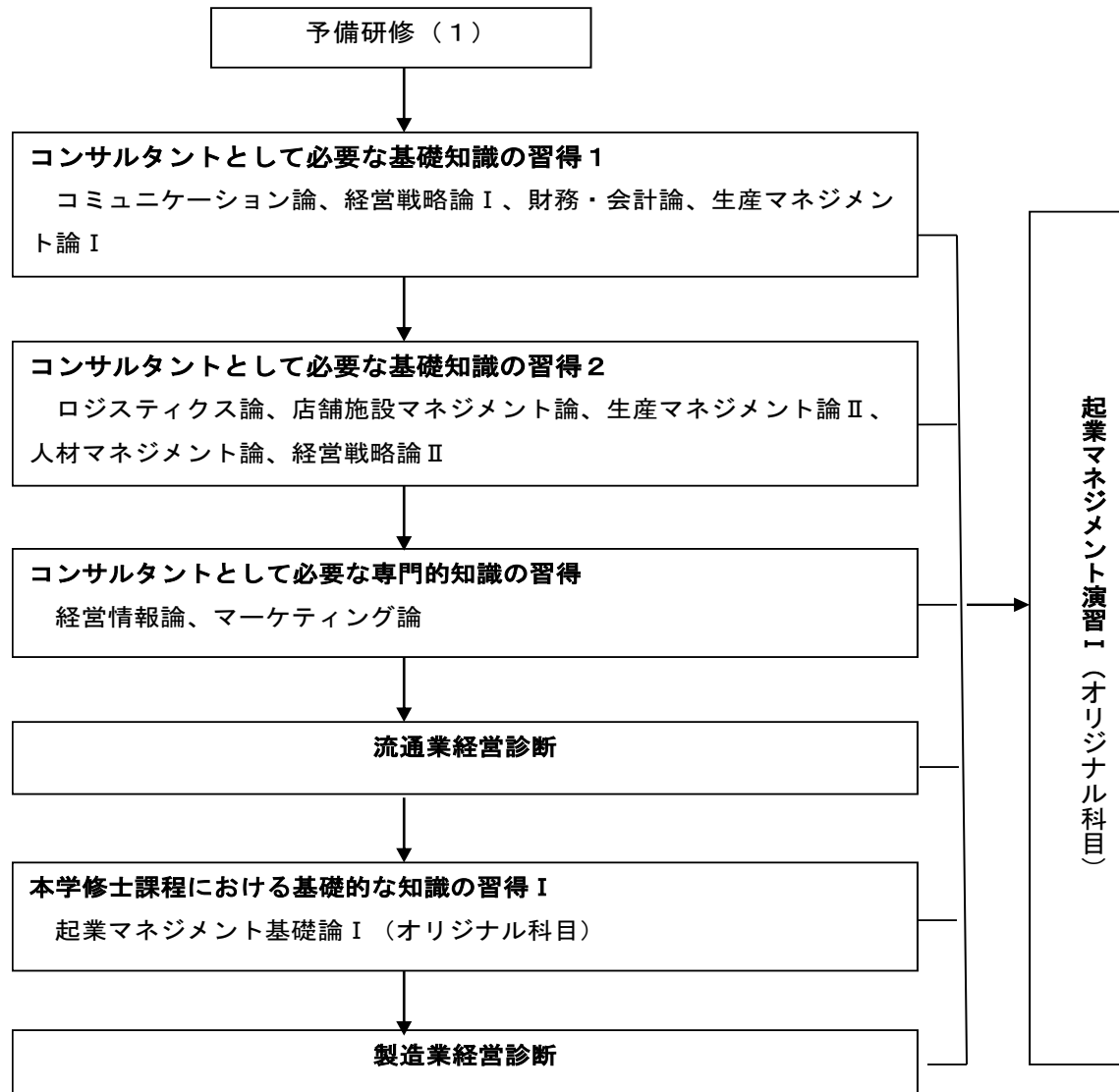
具体的には、経営戦略論、ロジスティクス論、マーケティング論などで国際化について学びます。

起業マネジメントⅠもしくはⅡの授業で講師を招いた授業を行う予定です。

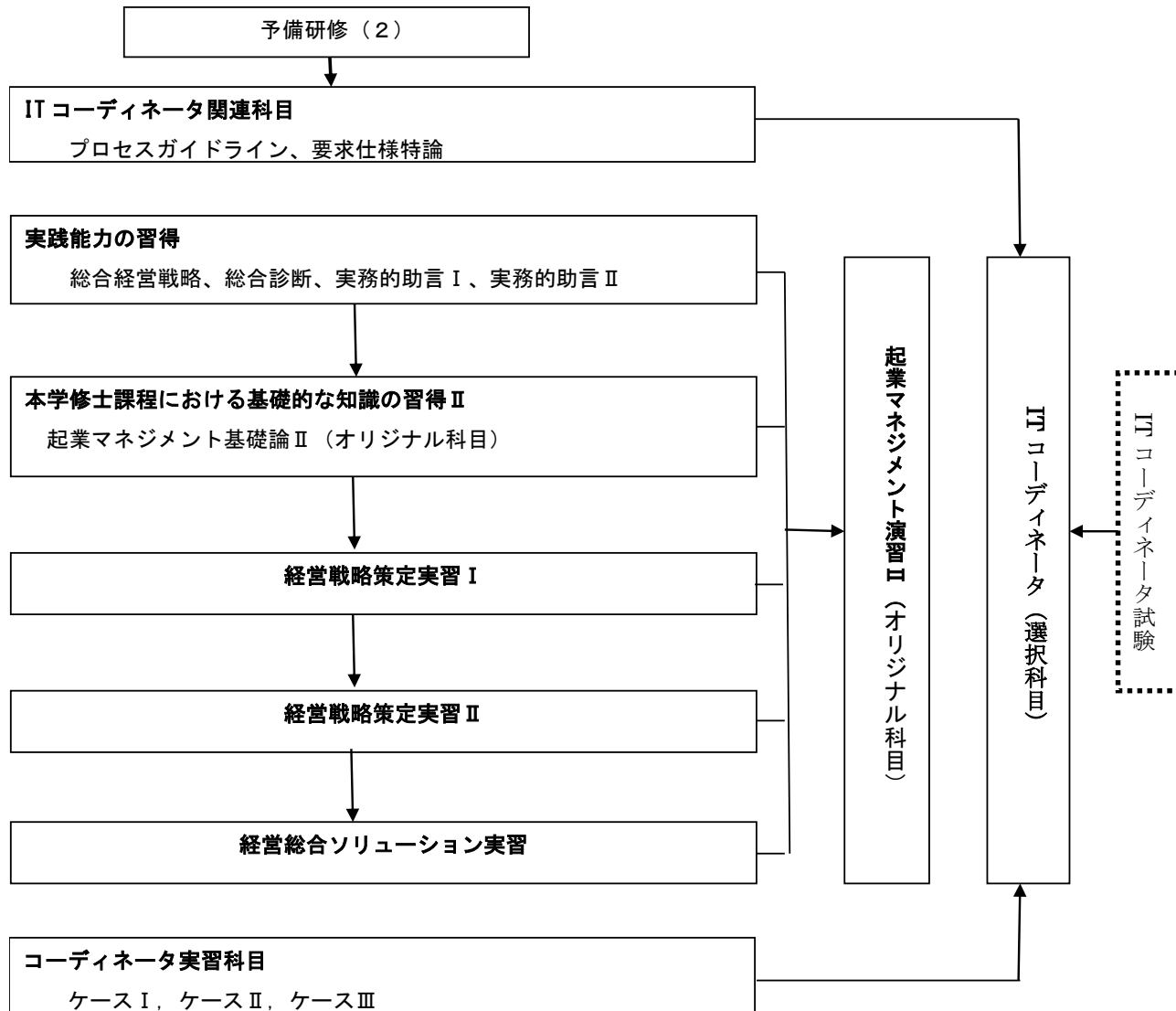
(7) 登録養成課程指定科目の時間数

- 1) 経営診断Ⅰの演習時間は、13科目合計で274時間以上とする
- 2) 経営診断Ⅰの実習時間は、2科目合計で134時間以上とする。
- 3) 経営診断Ⅱの演習時間は、6科目合計で94時間以上とする。
- 4) 経営診断Ⅱの実習時間は、3科目合計で214時間以上とする。

(8) 演習の進め方：経営診断 I



演習の進め方：経営診断Ⅱ



(9) 登録養成課程の単位の認定及び 成績評価基準等

- 1) 履修科目の単位認定要件は、**出席時間数が90%以上**の者で、かつ受講態度が良好だった者とする。ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。
- 2) 履修科目の合否の認定は、筆記試験又はレポート試験により担当教員が行うものとする。
- 3) 前項の試験の結果による成績の評価は、90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とし、合格した授業科目については、修了とする。

(10) 中小企業診断士の登録資格 および学位の授与

1) 中小企業診断士登録養成課程の修了要件

総合審査委員会において、総合審査基準に基づく審査に合格した者で、運営委員会で認められた者を登録養成課程の修了した者と認定し、中小企業診断士登録養成課程修了証明書を授与する。

2) 学位

本大学院の登録養成課程を修了した者で、登録養成課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規程の定める修士論文の審査(本研究科の目的に応じ適当と認められるときは、特定の研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。)及び最終試験に合格した者に、次の学位を授与する。

経営情報学研究科起業マネジメント専攻修士課程 修士(経営学)

(11) 教育訓練給付制度について

- 受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。
- 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。
- 支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、書類を提出することによって行います。

城西国際大学

大学院経営情報学研究科

中小企業診断士登録養成課程

「経営者に信頼され、悩みを受け取れ、的確に課題に答えられる人間味にあふれた中小企業診断士」の育成を目指して

これから2年間、一緒に頑張りましょう！

